資 料 提 供
令和3年1月 19 日
生活安全課(越田)
直通 225-1385
内線 3880

石川県犯罪被害者等支援条例(案)に対する意見募集について

１　趣旨

県では、犯罪被害者等支援の重要性について、県民に理解を深めていただき、被害に遭われた方やその家族を社会全体で支え、再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的に、石川県犯罪被害者等支援条例を制定することとしており、条例に盛り込む主な事項について、広く県民の皆様からの意見を募集します。

２　概要

(1) 募集期間

令和３年１月２０日（水）～令和３年２月２日（火）まで

（郵送については、２月２日（火曜日）必着です。）

(2) 資料「石川県犯罪被害者等支援条例（案）」の概要

① 県のホームページに掲載

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatsu

② 次の各機関において、閲覧・入手できます。

・県生活環境部生活安全課（金沢市鞍月１丁目１番地、県庁７階）
・県行政情報サービスセンター（　　〃　　、県庁１階）
・県小松県税事務所（小松市園町ハ 108 番地の 1）
・県中能登総合事務所（七尾市小島町ニ部 33 番地）
・県奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1）
・県警察本部県民支援相談課（金沢市鞍月１丁目１番地、県警本部１階）
・県内各警察署の警務課
・県内各市町犯罪被害者等支援担当課

３　提出方法

意見提出様式に氏名、住所、意見等を記入のうえ、下記のいずれかの方法で提出。（電話、口頭での意見は不可。）

(1) 郵送：〒920-8580 金沢市鞍月１丁目１番地
　石川県生活環境部生活安全課　交通防犯グループ

(2) FAX：076-225-1389

(3) 電子メール：seian-k@pref.ishikawa.lg.jp

４　意見の取扱い

(1) 提出された意見は、本条例の制定にあたっての参考とする。

(2) 意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表する。
なお、意見に対する個別の回答は行わない。

(3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表しない。